

意見書

平成 21 年 7 月 14 日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

〒990-8555 山形市旅籠町2-5
山形放送株式会社
代表取締役社長 園部 稔

「通信・放送の総合的な法体系の在り方答申(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出
します。

項 目	意 見
2. 伝送設備規律 (1) 電波利用の柔軟化	通信及び放送両用の無線局の開設を可能とする制度の整備は、経営の選択肢を広げるもので妥当である。また、「本来の目的」以外の他の目的への利用を義務付けしないことを法律に明記すべきである。
3. 伝送サービス (3) 放送・有線放送の安全性・信頼性の確保	放送に係る安全性・信頼性を確保することは当然だが、過度の設備維持義務は放送事業者の負担が増大し、現在進めているデジタル中継局の整備を遅らせる恐れがある。また、放送事業者の負担増は、認定放送事業者への負担の転嫁となり、認定事業者のコンテンツ制作費を圧迫する恐れがあり、設備維持義務は過度にならないようにすべきである。
4. コンテンツ規律 (2) コンテンツ規律の基本的な考え方	放送関連四法の集約・大括り化に当たって、放送法の目的の規定をベースにすることは適切であり、これまでも国民になじんでいる「放送」という法令上の名称を継承すべきである。
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ② 業務開始の手続等	放送施設の設置者が放送業務を行うことを希望する場合は、その希望が優先されることを法律に明記すべきである。
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ③ 番組規律	番組種別と放送時間及びその分類に関する基本的な考え方の公表を求める制度については、法律で義務付けるのではなく、放送事業者が自主自律の原則に従い、自主的に行うべきである。